［7～13　略］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。

［7～13　同上］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市を包括する道府県にあつては、「児童手当（地方公務員分）支給対象児童数に関する調査について」（平成二十九年三月九日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）に基づいて内閣府に報告された「①のうち、受給資格者が指定都市立小学校等職員で道府県により児童手当の支給がされている児童数」の欄の数（以下「追加調査児童数」という。）のうち当該区分に係る数の管内指定都市の合計数を控除するものとする。）とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数（指定都市を包括する道府県にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数の管内指定都市の合計数を控除するものとする。）とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市を包括する道府県にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数の管内指定都市の合計数を控除するものとする。）とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の都道府県分における第1表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市を包括する道府県にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数の管内指定都市の合計